○北海道警察の事務の専決に関する訓令の運用について

令和５年３月27日
道本務第4993号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、組織機構の改正に伴い、新たに「北海道警察の事務の専決に関する訓令の運用について」を定め、令和５年４月１日から実施することとしたので、次の事項に留意の上、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察の事務の専決に関する訓令の運用について」（令２．３．23道本務第4809号）は、同日付けで廃止する。

記

第１　目的

北海道警察の事務の専決に関する訓令（昭和43年警察本部訓令甲第９号。以下「専決訓令」という。）は、道警察における能率的な事務処理体制の確立と責任の明確化を図ることを目的として制定したものである。

第２　運用方針

１　専決訓令は、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第２号）第８条の規定により定めたもので、道警察における決裁事務処理については、別に定めるもののほか、専決訓令の定めるところによる。

２　専決訓令の別表に掲げる事項は、主な事務の例示であって、別表に掲げていない事務及び別に定めていない事務については、別表の事項別共通事項に当てはめ、専決処理するなど、積極的に運用すること。

３　専決権の行使に当たっては、責任のある事務処理を行い、専決した事務については、適宜適切な報告を励行し、その処理結果を明らかにするとともに、重要又は異例な事務、疑義のある事務等については、決裁権者の指揮を受けて処理すること。

第３　用語の意義

１　専決

決裁権者がその権限に属する事務のうち、軽易又は定型的な事務について、あらかじめその処理権限（決裁権）を部下の職員に授与しておき、部下の職員が決裁権者に代わって決裁することをいう。したがって、専決者は、上司の在、不在を問わず専決事項とされたものについては、自己の責任において決裁権を行使する点で、代決と異なる。

２　軽易

当該事務の性格内容等が高度の意思判断を必要とせず、事務的に処理しても部署の運営に問題が生じないものをいう。

３　定型的

当該事務処理について、規程、通達等に一般的な基準が示され、事務的に処理できるものをいう。

４　重要又は異例

次に掲げる場合に該当するものをいう。

ア　当該事務処理が社会的、政治的に論議され、世論の対象となり、又はそのおそれのある場合

イ　当該事務処理が後日訴訟を生じるおそれのある場合

ウ　専決者において、その都度、決裁権者の決裁を受けることが適当と認められる場合

５　課長に相当する者

警察本部及び方面本部の所属の長（課長を除く。）をいう。

6　次席に相当する者

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年道公安委員会規則第２号。以下「組織規則」という。）第３条の２に規定する警察本部警務部の理事官、組織規則第３条の６に規定する管理官（警察本部の庶務担当課、会計課、監察官室及び組織犯罪対策課に配置された当該部の管理官に限る。）及び組織規則第49条の２に規定する方面本部の理事官並びに北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年警察本部訓令甲第３号。以下「組織訓令」という。）第８条第１項に規定する副隊長及び副所長及び組織訓令第29条第１項に規定する副隊長をいう。

7　調査官に相当する者

組織規則第２章第３節、第42条の３及び第51条に規定する附置機関の長、組織規則第49条の３に規定する総務官及び組織規則第49条の４に規定する運転免許管理官並びに組織訓令第７条第１項に規定する指導官、組織訓令第７条の２第１項に規定するストーカー聴聞官等、組織訓令第28条の２第１項に規定する指導官及び組織訓令第28条の３第１項に規定する留置管理官等をいう。

第４　専決の除外

専決訓令で専決することができるものとされている事項であっても、決裁権者が専決しないと判断したとき、又は専決者若しくは専決者の上司が次に掲げる場合に該当すると判断したときは、専決を行わず、決裁権者の指揮を受けなければならない。

⑴　事務の内容が重要又は異例である場合

⑵　解釈に疑義のある場合

⑶　その他決裁権者の決裁が必要と認められる場合